

○ ハイブリット方式を用いた議会報告会について

1. 議会報告会の実施及びハイブリット方式開催へ転換された経緯・効果等について

(1) 議会報告会の実施

- ・議会基本条例第10条で議会報告会を実施することを規定
(議会報告会)

第10条 議会は、議案等の審議及び議決の内容等について市民に報告し、並びに市政全般にわたって市民と自由に情報及び意見を交換するため、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

- ・当初は年4回開催、現在は、うち2回を合同研修会のような形にしたり、報告だけではなく、「テーマ別タウンミーティング」もあわせて実施するなどしている。
- ・「テーマ別タウンミーティング」は、常任委員会別に開催している。
- ・報告内容(資料)は、パワーポイントの資料を議員が作成している。
- ・議会としての報告なので、議員個人の考えは言わないこととしている。

(2) ハイブリット方式開催へ転換された経緯・効果等

- ・令和3年5月の議会報告会で、初めて市民とオンラインでつないで開催
- ・コロナ禍だからこそ、市民の声を聴きたいのに、集まらない歯がゆさ
⇒オンラインが解決策
- ・議員は議事堂委員会室に参集し、市民はオンラインで参加する「ハイブリッド方式」を採用。急な変更により周知期間が足らなかったが、市の公式LINEアカウントや議員のSNSなどを通じて拡散。28名がオンライン参加された。
- ・リアルの開催と、参加人数の大きな変動はないが、これまでとは異なる参加者が多く、「新たな手法により、新たな参加者を得る」ことができた。
- ・次回以降の開催は、リアルでの開催を主軸に、オンラインでの参加も可能なハイブリッド方式を通常方式とすることを決定した。
- ・技術的な検証やオンラインならではの運用方法について、協議を重ねたが、新たな市民の参加や、非接触・非対面での交流が実現でき、新たな住民参画の形が見えた。
- ・令和5年11月4日(土)の議会報告会のテーマ別タウンミーティングのテーマは「安心安全なまちづくり」「みんなで考える地球温暖化対策」「ミニバスについて語ろう」であり、オンライン参加者は、Zoomのチャット機能を活用して意見交換となる。

2. ハイブリット方式を用いた議会報告会に係る機器等の整備について

- ・プロジェクター、スクリーンを購入。オーディオインターフェイス、ケーブル、変換アダプターなども整備。

- ・オンライン配信ツールとして「Z o o m」を使用。有料アカウントを1アカウント予算計上している。

3. ハイブリット方式を用いた議会報告会の周知について

- ・ホームページ、市広報、議会だより、チラシ、市の公式L I N Eアカウントや議員のS N Sで周知。
- ・チラシには、Z o o mミーティングルームのQRコードをつけ、ミーティングI D、パスワードを掲載している。

4. その他オンラインの活用等について

(1) 議員によるDXのプロジェクトチーム「知立市議会DX推進PT」を設置。

- ・市議会のI C T化、デジタル化は、以前から議会活動の活性化・効率化の一環として検討してきて、なかなか進まなかったところ、コロナ禍で「対面・参集」を避ける必要が生じ、急遽タブレット端末の導入が決まった。
- ・その後、議会報告会をZ o o mを活用したオンラインで開催するなど、議会活動の新たな手段としてタブレット端末等の情報通信機器を活用。
- ・タブレット端末の導入に当たり、タブレットの購入（契約行為）やハード面の整備は、事務局主導。（システム運用やアプリについても事務局主導となりがち）
⇒運用や利便性について、議員主導で検討する組織が必要。
⇒令和3年7月に、議長からの依頼により「知立市議会DX推進PT」を発足。
精通した議員だけだと方向性が偏りがちになるため、精通した議員と、そうでない議員のハイブリット構成とした。
更なる利便性の向上、機能強化に向けて動き出した。

(2) 傍聴者への資料の提供方法

- ・ペーパーレス化の推進及び議会資料の閲覧性向上のため、令和4年度から傍聴者への紙での資料配付、貸出を廃止し、スクリーンにて資料を閲覧いただくよう、資料の提供方法を変更した。